

高額な医療費を支払ったときの自己負担限度額（月額）

（平成30年8月1日～）

70歳未満の方

所得区分		適用区分	自己負担限度額（月額）	多数回該当
上位所得者	所得901万円超 および未申告 下記参照①②	ア	252,600円＋ (医療費総額－842,000円)×1%	140,100円
	所得600万円超～ 901万円以下 下記参照①	イ	167,400円＋ (医療費総額－558,000円)×1%	93,000円
一般	所得210万円超～ 600万円以下 下記参照①	ウ	80,100円＋ (医療費総額－267,000円)×1%	44,400円
	所得210万円以下 下記参照①	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税 下記参照③		オ	35,400円	24,600円

多数回該当の金額は、直近12か月間に4か月以上高額療養費に該当する場合

①世帯に属するすべての被保険者各人（擬制世帯主を除く）の、平成29年中の総所得金額等から基礎控除額（33万円）を引いた額を合計したものです。[旧ただし書き所得]

②住民税未申告世帯は、適用区分 ア の扱いになります。

③同一世帯の国民健康保険加入者（擬制世帯主を含む）全員が住民税非課税の世帯です。